

沖縄市新型コロナウイルス感染症緊急対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、放課後児童健全育成事業と目的を同一とする事業を行う事業者の感染防止対策等に要する経費に対し、予算の範囲内において、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沖縄市補助金等交付規則（平成30年3月19日沖縄市規則第11号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、厚生労働省発出「放課後児童健全育成事業」の実施について（平成27年5月21日付、雇児発0521第8号）別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づき、沖縄市が適切と認める者で、沖縄市放課後児童健全育成事業補助金の対象となっていない社会福祉法人その他の者（以下「法人等」という。）が行う次の事業とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策として利用料減免に関する事業
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する事業

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、基準額及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、別表の第2欄に定める補助対象経費の実支出額に、同表の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、市長が定める期日までに沖縄市新型コロナウイルス感染症緊急対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、これを審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは補助金の交付の決定を行い、沖縄市新型コロナ

ナウイルス感染症緊急対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の遂行）

第7条 補助金の交付の決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、法令等の定め並びに補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を実施し、補助金を当該補助金の交付の目的に従わず他の用途に使用してはならない。

（報告）

第8条 市長は、必要であると認めるときは、補助事業の遂行に関し、補助事業者から報告を求めることができる。

2 補助事業者は、市長から報告を求められたときは、沖縄市新型コロナウイルス感染症緊急対策事業補助金執行報告書（様式第3号）により報告しなければならない。

（指示）

第9条 市長は、補助事業者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指示しなければならない。

2 市長は、補助事業者に対して指示を行うときは、沖縄市新型コロナウイルス感染症緊急対策事業補助金遂行指示書（様式第4号）により補助事業者に通知する。

（変更等の申請）

第10条 補助事業者は、補助事業の内容等を変更（市長の認める軽微な変更にかかるものは除く。）しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに沖縄市新型コロナウイルス感染症緊急対策事業補助金変更交付申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて変更等の申請を行い、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（変更等の承認及び通知）

第11条 市長は、前条の申請を受け、当該変更等についてやむを得ないものと認めるときは、沖縄市新型コロナウイルス感染症緊急対策事業補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業の完了後、当該事業の完了した日から起算して30日以内、又はこの補助金の交付決定があった年度の3月31日のうちいずれか早い日まで、沖縄市新型コロナウイルス感染症緊急対策事業補助金実績報告書（様式第7号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（額の確定）

第13条 市長は、前条の報告を受け、補助金の交付決定の内容及びこれに付した補助要件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、沖縄市新型コロナウイルス感染症緊急対策事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）を補助事業者に通知するものとする。

（概算払等）

第14条 補助事業者は、補助事業等の目的又は内容の性質上、その事業の完了前に補助金の交付を受けなければ補助事業等を円滑に遂行できない場合は、補助金の一部を沖縄市新型コロナウイルス感染症緊急対策事業補助金部分払（概算払）申請書（様式第9号）により概算払又は前金払の申請を行うことができる。

2 市長は、前項の申請を受けた場合は、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて調査を行い、概算払又は前金払の必要があると認めたときは、沖縄市新型コロナウイルス感染症緊急対策事業補助金部分払（概算払）決定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知する。

3 市長は、未交付額の過半を超えて概算払とすることができない。ただし、特別な場合は、この限りではない。

（補助金の請求）

第15条 補助事業者は、第13条の規定により通知を受けた後、補助金の交付を受けようとする場合は、沖縄市新型コロナウイルス感染症緊急対策事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前条2項の通知を受けた後、補助金の一部又は全部の交付を受けようとする場合は、沖縄市新型コロナウイルス感染症緊急対策事業補助金部分払（概算払）請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第16条 市長は、前条の請求を受けた場合において、速やかに補助事業者に支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第17条 市長は、天災地変その他予算の執行に特別の必要が生じたとき、又は補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないとき。
 - (4) 正当な理由なく補助事業に関して市長の指示に従わなかったとき。
 - (5) 正当な理由なく市長が定めた期限までに実績報告書を提出しなかったとき。
 - (6) この要綱その他法令等の規定に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、沖縄市新型コロナウイルス感染症緊急対策事業補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により補助事業者へ通知する。
- 3 前2項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用することができる。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付決定の取り消しをした場合又は概算払若しくは前金払をした場合で次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助事業者に対し、沖縄市新型コロナウイルス感染症緊急対策事業補助金返還請求書（様式第14号）により期限を定めてその返還を指示するものとする。

- (1) 交付の決定の取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているとき。
 - (2) 確定した額を超える補助金が交付されているとき。
- 2 補助事業者は、前項に定める期限までに返還しなければならない。

（違約金及び延納利息）

第19条 市長は、第18条第1項の規定による取消しをした場合において、前条の規定により補助金の返還を指示したときは、その指示に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第19条第1項に定める利率の割合で計算した違約金を請求することができる。

- 2 市長は、補助事業者が補助金を返還すべき期限までに納付しなかった場合は、納期限（前条の期限をいう。）の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第19条第2項に定める利率の割合で計算した延納利息を補助事業者へ請求することができる。
- 3 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における第1項の規定の適用については、返還を指示された額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、

当該返還を指示された額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を指示された額に達するまで順次遡りそれぞれ受領の日において受領したものとする。

- 4 第1項の規定により違約金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を指示された補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を指示された補助金に充てられたものとする。
- 5 第2項の規定により、延納利息を納付しなければならない場合において、返還を指示された補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延納利息の基礎となるべき未納額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第20条 補助事業者は、第11条の決定に基づく補助対象事業等に係る補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第15号)により市長に速やかに報告しなければならない。
- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずる。
 - 3 前項の返還については、第19条第3項の規定を準用する。

(関係書類の整備及び保存)

- 第21条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿及び領収書並びに第12条に規定する書類を備え、補助事業終了後、10年間保存しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

附 則

この要綱は、令和3年10月26日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表(第3条関係)

1 事業	2 補助対象経費	3 基準額	4 補助率
新型コロナウイルス感染症対策として利用料減免に関する事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対し、利用料の減免を行った分に係る経費	市長が認めた額とする。ただし、1日あたり、1人500円を上限とする。	10/10
新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する事業	マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入、施設等の消毒、職員が感染防止の徹底を図りながら業務を継続的に実施する事業（研修受講、かかり増し経費等）に要する経費であって、次に掲げる経費 報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、謝金、会議費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金	利用人数19人以下 300,000円 利用人数20人以上59人以下 400,000円 利用人数60人以上 500,000円	10/10